
ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度に おけるコスト算定等に関する研究会（第12回）

事業者ヒアリング資料

2024年9月20日
株式会社NTTドコモ

1. 第二種負担金の算定に係る役務

- 「高速度データ伝送電気通信役務」の定義や、当該役務の中で第二種負担金の算定から除外される役務は規定されていたが、9月4日の研究会 事務局資料において第二種負担金の算定に関する役務が明示され、「公衆無線LANサービス」が含まれることも示された

「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定等に関する研究会(第10回)」事務局資料 抜粋

《9/4事務局案》

①-1 第二種負担金の算定に係る役務の範囲(イメージ)

11

◎ 支援機関 (TCA) は、年度ごとに、次の赤い枠内に該当する役務 (= 第二種負担金の算定に係る役務) を提供する電気通信事業者であつて、その事業の規模が「電気通信事業者の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額として総務省令で定める方法により算定した額が10億円 (政令5条の2①)」を超えるものから、負担金を徴収することができる (法110条の5④)

→ 「高速度データ伝送役務提供事業者」という。この者に対し、前年度の電気通信役務の収益等を支援機関に報告させることを想定

「高速データ伝送電気通信役務」 (法7条二)

「その一端が利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備及びこれと一体として設置される電気通信設備であつて、符号、音響又は映像を高速度で送信し、及び受信することが可能なもの (専らインターネットへの接続を可能とする電気通信役務を提供するために設置される電気通信設備として総務省令で定めるものを除く。) を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務」のこと (法7条二)

除外

ISP接続 「専らインターネットの接続点間の通信の用に供する電気通信設備」 (省令14条の4) を用いて提供されるサービス

第二種負担金の算定に係る役務

「第二号基礎的電気通信役務」

- ・FTTH
- ・CATV (HFC方式)
- ・ワイヤレス固定ブロードバンド (専用型) (法7条二及び省令14条の3①)
- ・CATV (同軸方式)
- ・ワイヤレス固定ブロードバンド (共用型)
- ・DSL
- ・FWA
- ・携帯電話・PHSアクセスサービス (3.9~4G、5G)

- ・ローカル5G
- ・BWA (自営等除く)
- ・**公衆無線LAN**
- ・衛星アクセス

(注) 下り名目速度1Mbpsに満たない役務は対象外とする

卸先役務 「専ら卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務」 (省令40条の7の2一)

専用役務、閉域網通信、IoT端末との通信に用いるサービス

- ・フレームリレーサービス・ATM交換サービス・自営等BWAアクセスサービス
- ・IP-VPNサービス・広域イーサネットサービス・専用役務
- ・通信モジュール向けに提供する電気通信役務 (省令40条の7の2二)

※特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう

仮想移動電気通信サービス (省令40条の7の2二)

アンライセンスLPWA

※本資料P24及び25に参照条文あり

音声伝送役務等

- ・加入電話 (ダイヤルアップ接続を含む) *
- ・総合デジタル通信サービス (ISDN) *
- ・中継電話
- ・国際電話等
- ・公衆電話等
- ・携帯電話
- ・PHS
- ・IP電話
- ・ワイヤレス固定電話
- ・衛星移動通信
- ・FMC
- ・付加価値サービス
- ・インターネット関連サービス
- ・ドメイン名電気通信役務
- ・電報
- ・その他

* 音声伝送役務かつローパング通信であるサービス

公衆無線LANが第二種負担金の算定に係る役務であることが明示

参考. 第二種負担金の算定から除外される役務

- 第二種負担金の算定対象から除外される役務は省令で規定されており、専用役務や閉域網通信等が該当する

第二種負担金対象事業者

(電気通信事業法施行規則 第百十条の五)

高速度データ伝送電気通信役務(総務省令で定めるものを除く。)を提供する電気通信事業者であつて、その事業の規模が政令で定める基準を超えるもの

(2023年2月「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」答申 p.60)

「高速度データ伝送電気通信役務 42」)

脚注42:

現時点の対応として、下り名目速度1Mbpsを満たすサービスを高速度データ伝送電気通信役務と考え、その基準は今後のブロードバンドサービスの提供状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うことが適当である。

負担金の算定単位から除かれる役務

(電気通信事業法施行規則 第四十条の七の二)

- 一 専ら卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務
- 二 前号に掲げるもののほか、次のイからチまでに掲げる電気通信役務
 - イ フレームリレーサービス
 - ロ ATM交換サービス
 - ハ 自営等BWAアクセスサービス
 - ニ IP—VPNサービス
 - ホ 広域イーサネットサービス
 - ヘ 専用役務
 - ト 仮想移動電気通信サービス
 - チ 通信モジュール向けに提供する電気通信役務

2. 当社の提供する公衆無線LANサービス「d Wi-Fi」概要

※赤枠内は構成員限りの情報

- 当社の公衆無線LANサービスは、かつては携帯電話のデータオフロードを目的に提供していた経緯や、携帯回線とのシームレスな切り替えが可能であることもあり、現在無料で提供中の「d Wi-Fi」も携帯電話の補完的なサービスとして提供している
- そのため、利用者の大宗が携帯電話と公衆無線LANサービスの二重負担となってしまう見込み

サービス名称	d Wi-Fi（2020年3月より提供）		
利用可能なユーザ	dポイントクラブ会員であれば契約可能		
提供料金	無料		
契約者数	※ <内訳> ドコモ回線契約実績あり(契約中) 80%超 ドコモ回線契約実績あり(回線のみ解約済) 10%超 ドコモ回線契約実績なし 数%		
利用可能スポット	日本全国のカフェ、コンビニ、ファストフードなどさまざまな場所で利用可能 (※ アクセスポイント) ※ネットワーク名(SSID)の「0001docomo」 「0000docomo」が表示される場所が利用可能スポット Free d Wi-Fi © 2020 docomo 100-0000 docomo Wi-Fi つながります。  docomo us-fi		
その他	・ 大規模な自然災害の発生時等は、アクセスポイント(※)を「00000JAPAN」として一般ユーザへ無料開放を実施 ・ ドコモの携帯契約のSIMが挿入されたスマートフォン等では、SIM認証により自動で接続が可能 ※全国の「SSID:0001docomo」のスポットでSIM認証を利用可能		

参考. 携帯電話とBWAの二重負担の回避について

- 携帯電話とBWAは、一体的に役務提供されている状況に照らし、二重負担の回避策が講じられる方向となっている

2024年3月「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」答申 p.31

4. その他必要と考えられる事項

(ウ) 考え方

《c. 周波数の一体的運用について》

周波数を一体的に運用することで役務提供を行う場合(例えば、携帯電話と BWAなど異なる役務に係る周波数をキャリアアグリゲーション技術によって一の利用者に役務提供しているような場合)にあっては、利用者にとって、どの役務に係る周波数によって提供されているかに関わらず、契約している役務の提供を受益しているものであるため、回線数は一カウントとして把握することが適当である。

3.「公衆無線LAN」の扱いに係る当社の考え方

- 当社が無料で提供する公衆無線LANサービス「d Wi-Fi」は、利用者のほとんどが携帯電話とセットで利用されており、例えば、携帯電話利用時に自動で「d Wi-Fi」へ接続が切り替わる等、補完的に利用されている実態を踏まえると、携帯電話と公衆無線LANサービスの二重負担となることは適切ではないと考える
- なお、「d Wi-Fi」は、必ずしも携帯電話とのセット契約を条件としていないことから、仮に利用者へ転嫁を行う場合、新たな金銭的負担について利用者より事前同意を取得する必要があり、利用者・事業者、双方にとって負担等となる可能性がある
- 結果的に、利用者からの理解が得られず事業者負担となれば、年間数十億円の負担となり、サービス継続は極めて困難になると想定される。その場合、サービス利用の選択肢が減ることに加え、災害時に開放している「00000JAPAN」のアクセスポイント数の大幅な減少なども見込まれ、利用者にとっても不利益となる懸念がある
- また、このような状況は、国民生活に必要な不可欠なサービス提供を、受益者によって広く、公平に支えるユニバーサルサービス制度の趣旨に沿わない可能性もある
- そのため、公衆無線LANサービスの提供実態(提供事業者、利用者、提供条件等)を把握いただいた上で、携帯電話と公衆無線LANサービスの二重負担を回避する策を講じていただきたい
- 具体的には、「携帯電話サービス等とのセット利用を想定し、補完的に提供される公衆無線LANサービス」は負担金算定の対象回線数としてカウントしないことを検討いただきたい

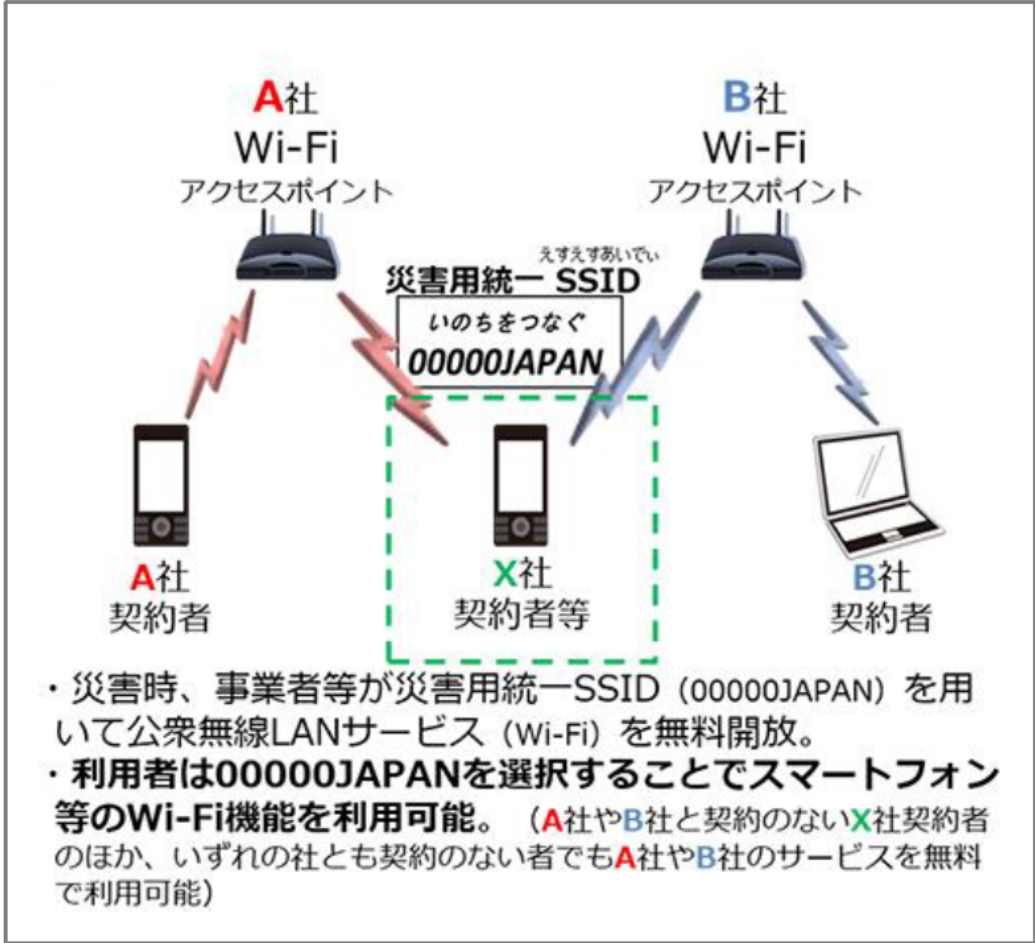
参考. モバイル各社の公衆無線LANサービス(当社独自調べ)

- 他MNOも携帯電話と公衆無線LANサービスをセットで提供する形態が中心であり、当社とほぼ同様の状況であると推察される

サービス名称	利用料	無料提供の条件
d Wi-Fi	無料	dポイントクラブ会員 (d Wi-Fiの利用者のほとんどはドコモ回線とセットで契約)
au Wi-Fi アクセス	無料 (条件付き) ※4	①～②のいずれかを満たすこと ① au payを利用 ② auスマートパスプレミアム(499円/月)とセット
au Wi-Fi SPOT	無料 (条件付き) ※4	auの料金プラン(一部例外あり※1)とセット
ソフトバンク Wi-Fiスポット	無料 (条件付き) ※4	①～④のいずれかを満たすこと ① ソフトバンクのフラット型データ(パケット)定額プラン※2、シンプルスタイルとセット ② ①以外のデータ定額プランとセット(加入後2年間限定で無料、2年経過後は513.7円/月の利用料が発生) ③ iPad Wi-Fiモデルを購入し、ソフトバンクWi-Fiスポット(2years)を利用 (加入後2年間限定で無料、2年経過後は利用不可) ④ Y! モバイルの特定料金プラン※3とセット
楽天モバイルWiFi by エコネクト	有料 (月額398円)	—

※1 「LTEダブル定額 for Tab/for Tab(i)」以外のプランを契約の場合は513円/月の利用料が発生
※2 「データプランバイト無制限」「データプランメリハリ無制限」等
※3 「シンプル2 S/M/L」「スマホプラン/スマホベーシックプラン」等
※4 公衆無線LANサービス単体を有料で契約することはできない

- 大規模災害発生時等において、各事業者は企業の垣根を超えて、「00000JAPAN」として、条件なく無料で公衆無線LANサービスを提供しており、当社も「d Wi-Fi」のアクセスポイントを活用し、本取り組みに参画



総務省ホームページより抜粋

<当社の取り組み>

- 大規模災害発生時等において、役所、コンビニ等に設置する ※ アクセスポイントを利用条件なく、無料で一般ユーザへ開放
- 加えて、昨今の地震・台風等の発生状況を踏まえ、現在開放していないアクセスポイント設置先とも、開放に向けて協議を進めている状況